

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：有限会社松本建設（法人番号8290002043861）
業者の住所：福岡県朝倉郡筑前町依井1409-3
- 2 指名停止措置期間：令和6年4月18日から令和6年5月17日
- 3 指名停止措置の範囲：九州防衛局管轄区内（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）

4 事実概要

本件は、有限会社松本建設が、福岡県発注工事において、同社の主任技術者が地上約6mの高さから転落、負傷し、4日以上休業する事故が発生していたにもかかわらず、所轄の久留米労働基準監督署に法令に定める報告書を提出しなかった。

このことにより、同社及び同社代表者に対し、福岡簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金20万円の略式命令があり、令和5年12月12日、その刑が確定した。

5 指名停止措置理由

当該業者たる有限会社松本建設が労働安全衛生法違反により罰金刑を受けたことは、防衛省の「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

従って、本件については、指名停止1ヶ月を適用する。

<指名停止措置要領付表第1>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約等の相手方として不適切であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内